

大和市職員の営利企業等の従事に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第14号

大和市職員の営利企業等の従事に関する規則の一部を改正する規則

大和市職員の営利企業等の従事に関する規則（昭和49年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市職員の営利企業への従事等に関する規則

第1条中「および同条第2項の規定に基づく」を「及び当該」に改める。

第2条中「に規定する」を「の規定による」に、「これ」を「これら」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第38条第2項」を「第38条第1項」に改め、「による」の次に「任命権者の許可の」を加え、同条第2号中「または」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。